

**まん延防止等重点措置を
実施すべき区域における
要請内容等(案)について**

「重点措置」適用に伴う県の対策等【概要】

要請期間	令和3年4月5日（月）～ <u>同年5月11日（火）</u>	対象区域	宮城県全域
対策の概要	基本的には5月5日までの要請内容を5月11日まで継続する 国の基本的対処方針の見直し等に伴い、一部の対策を追加・強化		
備考	3月18日から実施している県と仙台市独自の緊急事態宣言も5月11日まで延長		

要請対象	地域	主な要請内容
県民	県内全域	不要不急の外出自粛（特に緊急事態措置区域）、年度初め行事の自粛、感染対策不徹底・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛、 <u>感染リスクの高い行動の自粛（路上・公園等での集団飲酒）</u> 等
イベント	県内全域	開催制限（収容率・人数上限）、ガイドラインの遵守、追跡対策等
飲食店	仙台市	全飲食店の時短営業：午前5時-午後8時（酒類提供：午前11時-午後7時） 感染防止対策徹底（マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等 ※正当な理由がなく上記に応じない場合、命令・過料（20万円）あり
	仙台市外	酒類・接待飲食店の時短営業：午前5時-午後9時 感染防止対策徹底（マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
その他の施設	仙台市	時短営業：午前5時-午後8時まで 入場者整理・感染防止対策徹底・業種別ガイドライン遵守等
事業者	県内全域	感染防止対策の徹底、年度初め行事の自粛、テレワーク徹底等による出勤者数減（特に緊急事態措置区域への出勤）
大学等		年度初め行事の自粛、感染防止と学修機会の確保との両立、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛等

※ 下線部の内容は、4/23の基本的対処方針見直し等に伴い、今回追加したもの

「重点措置」適用に伴う要請内容①【**県民への要請**】

追加

県民への要請（県内全域）

- 日中も含めた不要不急の外出や移動を自粛すること、近場の外出でも三密を避けること
- 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置地域等（首都圏・関西圏・愛知県・愛媛県・沖縄県）との往来は厳に控えること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと（第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 年度初めにおける行事（歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見など）の開催を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること・会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策への積極的に協力すること
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること

「重点措置」適用に伴う要請内容②【イベント開催】

期間延長

イベント主催者等への要請(県内全域)

※県主催・共催イベントを含む

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が**1,000人を超えるイベント**を開催する際には、そのイベントの開催要件等について、**県に事前に相談**すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること

開催制限等 (4月27日～5月11日)

➡ 「収容率」が「人数上限」の小さい方を限度

収容率		人数上限
大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会等 ・ 飲食を伴うが発声がないもの ※2	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウスナイトクラブでのイベント等	5,000人 以下
100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%※1以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※1 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2: 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

「重点措置」適用に伴う要請内容③- i 【仙台南内】

一部変更

飲食店への要請(仙台南内)

※県有施設を含む

営業時間短縮の協力要請〔特措法31条の6第1項〕

〔※5月12日午前0時から午前5時までの間は特措法第24条第9項に基づく要請となる〕

期間	令和3年4月5日午後8時から令和3年 5月12日午前5時まで
対象	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店※ <u>(宅配・テイクアウトを除く)</u>
要請内容	午前5時から午後8時までの時間短縮営業 (酒類の提供は 午前11時から午後7時まで)

その他の協力要請

法31条の6 第1項	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む)○ アクリル板の設置等○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等○ <u>カラオケ設備の利用自粛 (飲食を主業とする店舗でカラオケ設備がある店)</u>
法24条 第9項	<ul style="list-style-type: none">○ CO₂センサーの設置○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

※催物の開催制限に係る施設はイベントの開催要件を守ること(協力依頼)

「重点措置」適用に伴う要請内容③-ii【**仙台市内**】

期間延長

その他の施設への感染拡大防止の協力依頼(仙台市内)

※県有施設を含む

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時までの時間短縮営業 (酒類の提供は午前11時から午後7時まで) ※法に基づかない任意の協力のお願い ○入場者の整理誘導 <u>(特に緊急事態措置の実施期間は施設内外に混乱が生じることがないように入場整理を徹底すること)</u>、 発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、 施設の換気 ○業種別ガイドラインの遵守
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
遊興施設※	
物品販売業を営む店舗 (1,000㎡超) ※生活必需物資を除く	
サービス業を営む店舗 (1,000㎡超) ※生活必需サービスを除く	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

※催物の開催制限に係る施設はイベントの開催要件を守ること(協力依頼)

「重点措置」適用に伴う要請内容④【仙台市外】

期間延長

飲食店への要請（仙台市を除く県内全域）

※県有施設を含む

営業時間短縮の協力要請〔特措法24条第9項〕

期間	令和3年4月5日午後9時から令和3年 5月12日午前5時 まで
対象	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 （宅配・テイクアウトを除く） ① 接待を伴う飲食店 （※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗） ② 酒類を提供する飲食店 （カラオケ店等を含む）
要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業

その他の協力要請〔特措法24条第9項〕

要請内容	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）○ アクリル板の設置等○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等○ CO₂センサーの設置○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗でカラオケ設備がある店）
------	---

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。

ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

※催物の開催制限に係る施設はイベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

事業者への協力依頼

- 従業員等に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めること

大学等への協力依頼

- 学生に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について、学生等に注意喚起を徹底すること
- 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

「重点措置」の実効性確保に向けた県の取組

実施中

高齢者施設等の感染対策

4月から6月まで2週間に1回、
入所型の高齢者施設等の職員を対象に
した行政検査を実施

施設等の感染状況を的確に把握し、
必要な感染拡大防止策を早期に実施

実施中

モニタリング検査

密になりやすい・多くの人が入り出し
接触するような場所でのモニタリング
検査拡充への積極的な協力

実施済

歓楽街等での重点的検査

仙台市内中心市街地の飲食店従業員を
対象とした集中的なPCR検査の実施

実施中

時短営業等の遵守徹底

飲食店等に対する実地での働きかけ
(時短営業・感染対策に係る見回り)

〔緊急事態措置区域(首都圏等)からの
利用者流入が懸念される区域
(仙台市内)について重点的に実施〕

特措法31条の6第3項に基づく命令等

追加

感染リスクが高い行動への注意喚起

県民への啓発・広報等に加え、
市町村・公園管理者等に対して、
路上・公園等における集団飲酒等の
自粛を呼びかけるよう要請